

北見工業大学論文集「人間科学研究」投稿等に関する内規

制 定 平成16年6月24日

一部改正 平成17年12月13日

附属図書館委員会

- 第1条 北見工業大学（以下「本学」という。）において刊行する論文集「人間科学研究」（以下「論文集」という。）への投稿、審査及び編集については、別に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。
- 第2条 論文集は、CD-ROMによる年1回の刊行とし、本学ホームページにおいて公開する。
- 第3条 論文集の編集事務は、附属図書館委員会（以下「委員会」という。）が行なう。
- 第4条 論文集の内容は、投稿論文、依頼論文、書評、ノート、資料等とし、委員会が投稿論文、依頼論文、その他に区分して掲載する。
- 第5条 論文集に投稿できる者は、本学教員及び教務職員並びに附属図書館委員会が認めた者とする。
- 第6条 投稿論文は未発表のものであること。ただし、既に口頭で発表し、その旨を明記してある場合は審査の対象とする。
- 第7条 投稿論文の掲載可否は、委員会が依頼する学外者の査読の結果を踏まえ、委員会が決定する。
- 第8条 投稿論文以外は、委員会が内容を審査し、加筆、削除を求めることができる。
- 第9条 投稿要領は、委員会が別に定める。
- 第10条 投稿論文は、オリジナル及び査読用コピー2部並びに概要説明文1部を図書館委員会へ提出すること。
- 第11条 投稿論文の校正は、査読後を含め、2回執筆者が行なうものとし、2校目の訂正加筆は、植字の誤りにとどめ、内容に関する訂正加筆は認めない。
- 第12条 投稿論文の経費は、CD-ROMの原盤作成経費を除き受益者負担とする。
- 第13条 論文集に掲載された著作物の著作権は、委員会に帰属する。
- 第14条 掲載論文等の執筆者は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の提供を受ける者から料金を受けない場合には、自著の掲載論文等を委員会の許諾なしに複製し、印刷 媒体・電子媒体等で配布・公開することができる。その場合は、論文集の誌名、巻号、発行年等の出典及び著作権者名を明記すること。
- 2 掲載論文等の執筆者は、自著の掲載論文等の全部又は一部を原文のまま又は一部改変して他の著作物に転載することができる。その場合は、論文集の誌名、巻号、発行年等の出典及び著作権者名を明記すると共に事前に文書で委員会に届け出ること。